	試験し	暫定規	違反件数								違反	理由								処分		処分
	試験し た収去 検体数	制値の定めら	件数	法第6条違反 法第9条 法第109 違反 違反				法第16条 法第18条 健康											その	その 廃棄 他の 命令		処分 以外 の措
		暫制定れの験収体 定値めたをし去数 体 体		異物	その他	_ 違反	達反	成分 規格 大腸 菌群	成分 規格 農薬	成分 規格 動物 用医 薬品	成分 規格 その 他	製造 基準	保存 基準	添加 物の 使用 基準	その 他	違反	違反	健康 増 法基 く 反	その 他の 違反	前令	その 他	置
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
魚介類																						
魚介類加工品																						
食肉																						
食肉製品及び食肉加工品																						
卵及びその加工品																						
乳																						
乳製品及び乳類加工品																						
アイスクリーム類・氷菓																						
穀物																						
めん類	2																					
もち																						
菓子類	3																					
(上記以外の)穀類加工品																						
生鮮野菜及び果物																						
野菜果物乾燥品及び加工品																						
豆腐及びその加工品																						
漬物																						
(上記以外の)野菜・果物の加工品																						
そうざい及びその半製品																						
弁当																						
冷凍食品							<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>				•				<u> </u>				
無加熱摂取冷凍食品																						
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品																						
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品																						
生食用冷凍鮮魚介類																						
かん詰・びん詰め食品																						
清涼飲料水																						
酒精飲料																						
氷雪																						
水 水																						
調味料																						
その他の食品	5																					
添加物及びその製剤																						
器具及び容器包装																						
おもちゃ																						
小計	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0